

報告第二号

地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき専決処分した損害賠償額の決定の報告及び承認について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定に基づき、平成二十一年一月二十二日、損害賠償額の決定について、次のとおり専決処分したので、同条第三項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

平成二十一年二月十三日

提出者

杉並区長

山

田

宏

損害賠償額の決定について

一 賠償の金額 金六十六万千五百円
二 賠償の相手 杉並区和田二丁目在住男性

三 賠償の理由

平成二十年九月十一日、学校の隣家に住む男性から、長年の間、学校のフェンスを越えて、テニスボールなどが自宅に飛び込み、屋根に損傷を与えたとする損害賠償請求が、区に対してなされた。屋根に区は、事実関係の調査を行い、長年にわたるテニスボールなどの直撃が、屋根を損傷させたと考えられると判断し、このことに対する損害を賠償する。